平成２４年（フ）第６６号
東京都青梅市長淵５丁目559番地グレースマンション101
破産者　堀切富貴男
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２４９号
横浜市港北区新吉田東３丁目５番18号
破産者　株式会社小熊建設
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５１号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷952番地
破産者　有限会社三浦商店
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６号
滋賀県彦根市西葛籠町字西浦312番地
破産者　有限会社セブン・エイトエクスプレス
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第７１４５号
大阪市淀川区加島２丁目７番66号
破産者　大阪アルマイト株式会社
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３４号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目２番18号
破産者　株式会社エクリール
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８９号
大阪府八尾市東山本町５丁目８番48号
破産者　有限会社田川金型
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９１号
高松市常磐町２丁目５番７号
破産者　株式会社棋士ネット
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７０号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番５―401号
破産者　有限会社内井デザイン事務所
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００５号
大阪府寝屋川市上神田２丁目14番１号
破産者　有限会社木村穴かがり店
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目19番12号
破産者　有限会社イソノインテリアワークス
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
堺市西区浜寺船尾町東４丁254番地１
破産者　有限会社ライア
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
北九州市小倉南区徳力団地84番407号
破産者　有限会社平尾台工芸
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３号
鹿児島県姶良市加治木町本町371番地
破産者　有限会社佐藤食品
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目10番７号
破産者　有限会社中村漬物
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
秋田県大仙市大曲上大町８番29号
破産者　有限会社エバタフォト
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１３号
千葉県鴨川市上790番地の１
破産者　山口　健一
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２８０４号
神奈川県川崎市多摩区登戸1780番地
破産者　株式会社ユニバーサル・ゴールデンライフ
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３９８号
千葉県野田市七光台460番地
破産者　ツカサ建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０１号
千葉県流山市大字東深井421番地３
破産者　ツカサホーム株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０２号
千葉県野田市蕃昌77―50
破産者　中村　祐一
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７２２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目５―６―404、住民票上の住所東京都渋谷区神宮前４丁目23―３―206
破産者　橘　　智子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９号
東京都多摩市和田1261番地24―109
破産者　飯田　英之
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部